

発議第1号

和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年12月16日提出

提出者 和歌山市議会議員

戸田 正人

宇治田 清治

岩井 弘次

姫田 高宏

和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項及び第4項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前におけるこの条例による改正前の和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例第3条第3項に規定する会議等への出席に係る費用弁償の支給については、なお従前の例による。